

水俣市合併処理浄化槽設置整備事業補助金 対象チェックリスト

【補助対象】（基本分） 次の①～⑤すべてに該当する場合のみ補助対象

- ① 合併処理浄化槽を設置しようとする場所が公共下水道事業認可区域外（又は下水道整備に相当期間を要する区域）である。
- ② 10人槽以下の合併処理浄化槽を申請者本人が生活の本拠として居住するために一般住宅（又は公民館、格納庫）に設置しようとしている。
- ③ 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届け出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けている。
- ④ 市税等を滞納していない。
- ⑤ 合併処理浄化槽を設置後、1年以内に使用を開始（転入）する。
- ⑥ 公共事業に伴う移転補償又は本補助金以外の補助金等を受けて合併処理浄化槽を設置するものではない。

～必要に応じて確認～

- ⑥ これまでに本補助金を受けて設置した合併処理浄化槽を撤去又は使用を中止し、新たに設置しようとする場合は、補助金を受けた次年度初日から12年を経過している。ただし、天災等による場合を除く。

【加算対象区分】（加算分）

- ① 合併処理浄化槽への転換、設置にあたり、既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去しようとしている。

＝ 参考資料 ＝

浄化槽の種類	補助基本額	単独処理浄化槽又はくみ取り便槽転換加算額	
		撤去(上限)	宅内配管工事(上限)
5人槽（130㎡以下）	332,000円	90,000円	300,000円
7人槽	414,000円		
10人槽（二世帯住宅）	548,000円		

水俣市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書に係る 添付書類チェックリスト

【基本分】 次の①～⑤すべて提出（必要に応じて⑬～⑳も併せて提出）

- ① 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ② 合併処理浄化槽設置に関する事業計画書
- ③ 設置場所の位置図
- ④ 建物の平面図
- ⑤ 合併処理浄化槽の配置配管図
- ⑥ 合併処理浄化槽の仕様書
- ⑦ 工事見積書の写し
- ⑧ 収支予算書
- ⑨ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に係る登録証の写し
- ⑩ 保証登録証
- ⑪ 登録浄化槽管理票（C票）
- ⑫ 浄化槽工事業者の浄化槽設備士免状の写し又は特別講習会修了書の写し
- ⑬ 設置場所に居住していることが確認できる世帯全員の住民票又は誓約書
- ⑭ 市税等の滞納がない証明書（申請者本人分）

～必要に応じて確認～

- ⑮ 既製底板コンクリート（PC板）を使用する場合
 - ・『既製底板コンクリート（PC板）使用承諾書』
 - ・設置浄化槽の現場条件をクリアする構造計算書及び製品図面
 - ・製品に関する所定の強度・構造等を証明する書類
- ⑯ 単独処理浄化槽を撤去する場合 ⇨ 設置していることを証明する書類
(浄化槽維持管理票、保守点検報告書等)
- ⑰ 設置届受理後、10日経過していない場合 ⇨ 『維持管理通知書』の写し
- ⑱ 合併処理浄化槽の設置場所が駐車スペースの有無
 - ・駐車スペースの場合 ⇨ 『評定書』の写し
 - ・駐車スペースではない
- ⑲ 浄化槽を設置しようとする者と土地の所有者が異なる場合
⇨ 『合併処理浄化槽設置に関する承諾書』
- ⑳ その他、市長が必要と認める書類（)

※ 交付申請書の設置場所（字名、地番の確認）、着手予定年月日（申請日より後日であること
の確認）を注意すること。